

不正転売防止措置を議論

省令改正へ合同会合再開

ガイドラインの中身は？

食リ制度

食品廃棄物の不正転売事案を受けて、再発防止に向けた食品関連事業者の判断基準省令改正とガイドラインの策定を検討するため、食料・農業・農村政策審議会食品リサイクル小委員会と、中央環境審議会食品リサイクル専門委員会の第14回合同会合が6日、農水省内の会議室で開催された。事務局からは、省令改正とガイドラインに盛り込む事項の骨子案が示された。

食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断基準省令では、判断の基準となるべき事項として、再生利用等の委託先における特定肥料等の製造の実施状況

を定期的把握することを食品関連事業者に求めるなど、現行の省令でも、食品廃棄物等の不適正な転売防止に資すると考えられる要素がすでに一定程度盛り込まれている。このことを踏まえ、事務局からは、判断基準の改定について、食

食品廃棄物等の不適正な転売等防止のための措置に関する食品関連事業者のためのガイドラインに盛り込むべき主な項目(案)

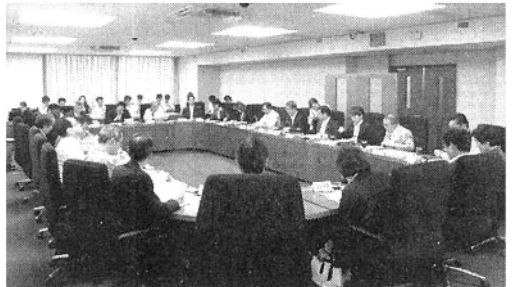
2. 具体的な取組の例
- 処理委託契約時
 - ・廃棄物処理法に基づく適切な許可や施設等、委託する食品循環資源の収集運搬・再生利用を行うための十分なキャパシティを有することの確認
 - ・収集運搬の実施状況を委託者が確認できるよう情報公開や書類の管理等が十分に行われていることの確認
 - ・食品循環資源が実際に再生利用等されていることの現地確認等(特定肥料等の製造状況の定期的な確認は、現行の判断基準省令においても規定)
 - ・処理方法、処理量、包装の有無等に応じて適切な処理料金を請求していることの確認
 - ・再生利用の実施状況を委託者が確認できるよう情報公開や書類の管理等が十分に行われていることの確認 等
 - 引渡時
 - ・包装の除去(包装と食品の分別、食品循環資源と容器包装、食器、標記その他の異物等との適切な分別は、現行の判断基準省令においても規定)
 - ・一見して商品とならないような措置(容器のふたを取る、賞味期限が切れていることが表示されているかたで排出等)
 - ・破砕又は混合(ただし再生利用を阻害しない範囲に限る。)
 - ・廃棄物である旨、あるいは一見して食用に適さない旨の印の付与
 - ・マニフェスト(マニフェストがない場合にあっては、自社の伝票など)やビデオカメラ、ドライブレコーダー、GPS等による業務管理 等
 - 処理終了時
 - ・引き渡した食品廃棄物等が委託契約どおりに処理されていることの定期的な確認(目視、マニフェスト、画像などを用いた報告書の提出等)
 - ・特定肥料等の取引先への確認 等
 - その他
 - ・不適正な転売等を防止するためのフランチャイズ本部による加盟店への指導
 - ・不適正な転売等を防止するための従業員に対する教育訓練
 - ・不適正な転売等を防止するための再生利用等の実施状況の把握及び管理体制の整備
 - ・再生利用事業者との定期的なコミュニケーションの実施、信頼関係の醸成
 - ・食品リサイクルループの促進

品関連事業者へのヒアリング結果を踏まえた形で省令に追加する規定の骨子案が示された。案では、

▽食品循環資源の再生利用等の実施にあたって、転売などの不適正な処理がなされないよう適切な措置

を講じ、その措置が再生利用の阻害にならないようにすること、▽食品廃棄物等の収集・運搬時に食用と誤認されないような措置や、契約通り収集・運搬されるよう確認する措置を講ずる旨を追記。

特定肥料等の製造時に、▽食用と誤認されないような適切な措置や、契約通り再生利用されるよう確認する措置を講ずる旨、▽特定肥料等の製造を委託するに当たって、製造を行う者の再生利用の実態や、周辺地域で公示された再生利用の料金などを踏まえ、適正な料金で再生利用を行っている委託先を選定する旨一を追記



合同会合の様子

処理業者との信頼関係を

委員会からは、排出段階で行う転売防止措置の案について、「排出事業者が」食品廃棄物を転売できないような荷姿にすることまで本当に求められている

のか。信頼できる再生利用事業者を国が認定し、排出者がそこに委託をしてマニフェストで確認できないのなら意味がない(小売業関係者)、「事業系一廃の場合、店舗で弁当などの容器と中身を分けようとする、かえって異物混入のリスクが高まる(コンビニ業界関係者)などの慎重論が複数上がった。

廃棄物処理を専門とする委員は、排出事業者に代わって廃棄物管理業務を行う代行業者の問題を指摘し、「食品関連事業者が廃棄物の処理にタッチしなくてもよい仕組みが出来上がりつつあり、適正な料金への理解不足を助長している。排出事業者がリサイクル施設の現地確認を自ら行い、処理料金についてもリサイクル業者と直接コミュニケーションをとって、信頼関係を構築するように誘導することが必要」と訴えた。

適正処理料金の明確化については、産廃処理業者を代表する委員から「食リ施設は構造基準が定められておらず、設備費に大きな差がある。そこを明確にしなければ料金だけが一人歩きをして、誤解を招く恐れがある」と指摘があった。

次回合同会合は9月8日に開催する予定で、答申案を取りまとめ、今秋にも中環審議会、食農審議会、食料産業部の了承を得た後、パブリックコメントを経て、年内をめどに判断基準省令改正とガイドラインの公表を行う。